

回				
覧				

11月5日、団体交渉開催される！

**機構は、基準内給与0.17%以上のマイナス！
初任給改定なし、自宅に係る住宅手当廃止を回答！
「所要の調整措置」として4月遡及も提案**

11月5日、機構本部において団体交渉が行なわれました。この交渉は労組が10月1日に提出した「2009年度 秋季賃金・労働条件改善要求」に対して行なわれ、機構は、「基準内給与の改定率は0.17%以上のマイナス、初任給の改定なし、自宅に係る住宅手当を廃止する」というもので、改定の実施時期は12月1日との回答でした。また、給与改定については「所要の調整措置」として、実質的に4月に遡ってマイナスするという内容です。

労組は、マイナス改定は納得できないと追及！

労組はこの回答に対して、「理事の「処遇については、できるだけ現状を維持したい」という発言とは反対の回答だ。何年も続けて給与が下がっていく流れであり、職員の勤労意欲、士気を高めるためにも下げる話ばかりするべきではない」と追及しました。また、地域調整手当の改定を要求したところ、機構は現状では考えていないという回答でした。

統合前の研究手当受給者の経過措置延長を要求！

労組は、統合前の研究手当受給者に対する経過措置が今年度末で期限切れになることについて、来年度以降も継続するよう要求しました。旧原研の36名、旧サイクル機構の約420名がその対象者となっており、統合時に処遇の承継が約束されていたが、それが反故されることとなります。「がんばれと言いながら手当を打ち切ることになる。制度を1本化して金額を揃えた矛盾が出ている。それと共に、研究職の賃金をどのように考えるのか」と質しました。

機構は、「一定の経過措置期間を経たので当初の予定通り打ち切る。旧サイクル機構の受給者の中には、旧原研の基準ではもらえない人も多くいて、新制度の設計で認定が異なるのはしかたない。これにより旧原研の技術系の人にもチャンスができたことになる。経過措置が切れる人は今後もチャレンジすべきであり、経過措置の延長はしない」との回答でした。

継続雇用職員の人事評価によるクビ切りは撤回を！

労組は、「継続雇用職員に対する人事評価制度について、労組の同意のない形で導入された評価結果による契約打ち切りという制度は容認できない、雇用の剥奪は理事会で決めるような重大な理由が必要である」として制度の撤回を強く要求しました。

また、実態とかけ離れた「超勤を命令しない」としている博士研究員と任期付研究員の一部の処遇についても改善要求を提出しましたが、機構は、「現状でよいとは思っていない、実態と制度の乖離をどうするか検討する」と言及しました。

常駐消防隊は委託をやめ、警備職員を！

労組は、「現状の外部委託による常駐消防隊については、プル取扱施設のような所に飛び込めと言えど、その様な態勢では外部から批判されかねない」と問題を提起しました。機構からは、「無条件に飛び込めとは言えない、それぞれの拠点で検討して決めているはずだ。特に、15分、30分の初期対応が大事である」との答えがありました。また、労組は、「自衛消防隊としての任務を与えられている一般職員は、携帯電話を持たされ、休日の居場所を把握されるような煩わしさや緊張感がある。そのことに対して処遇への反映を含め検討するべきだ」と要求しました。

原子力機構も事業仕分けの対象に

労組が、「原子力機構のプロジェクトも政府の事業仕分けの対象になると報道されているが、何が取り上げられるのか。もんじゅか？」と質したのに対して、機構は、対象になっている事業があることは認めましたが、具体的なプロジェクト名は答えませんでした。

人員削減・人件費カットを勝手に約束するな！

労組は、第2期中期計画の見直しがどのようになるかを質しました。機構は、「政権交代でいろいろなケースが考えられる、中期目標の概要は年末か来年早々には明確になるだろう。H22年度予算で中期計画のイメージが分かる。可能な範囲で職員にも知らせていく」と約束しました。労組は、「人員削減や人件費切り下げなど労組と協議もせずに中期計画には勝手に書くな、その様な約束を国にすべきでない」と指摘しました。労組が、「現場では人手不足で、安全関係にも時間や労力が取られており負担が大きい」と追及すると、機構は、「言うことは良く分かる。事業仕分けの対象となり得る機構のプロジェクトの必要性・有用性を訴える努力はしている」と答えました。

機構住宅の値上げ・駐車料金徴収提案はするな！

労組は、先日の科労協との共同団交時に機構側が住宅費の大幅値上げや駐車場料金の新設をおこなったことを取り上げ、その様な提案をするなと強く要求しました。また、「我々の職場は、事故やトラブルの際には15分や30分以内の報告を求められるなど、初期対応の人員確保のためにも、職場に一定の人が早急に集まる必要がある。機構住宅は単なる福利厚生のためではない。他の法人等との違いを明らかにし、区別して予算要求すべきである」、「国家公務員には必要な人からは賃料を取らない制度もある。労組として無料にしろという要求はしないが、そういうことも考慮すべきだ」と要求しました。機構は、「住宅費等の改定は住宅の必要性とは無関係である。国の無料宿舎の事例も研究しているが居住の自由を奪うわけにはいかず、住宅拡充のロジックにはならない。また予算枠が拡大しないから、住宅を建てると他の事業費を削減する事になり、トータル的に考えざるを得ない」と回答しました。